

函館工業高等専門学校動物実験実施規程

函高専達 第17号

平成27年3月16日

(趣旨及び基本原則)

第1条 函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）において行われる動物実験については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）及び動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）（以下これらを「法律等」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、代替法の利用（できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）及び苦痛の軽減（その利用に必要な限度において、その動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）を図ることを原則として、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 実験動物 動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- 三 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管、又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- 四 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- 五 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- 六 実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 七 実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 八 飼養者 実験責任者の下で実験動物の飼養・保管を行う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本校で行われる実験動物の生体を用いる全ての動物実験等に適用す

る。

2 実験責任者は、動物実験等の実施を本校以外の機関に委託等する場合は、委託先においても法律等又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

(校長の責務)

第4条 校長は、本校において行われる全ての動物実験等の実施に関して最終的な責任を有し、動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じなければならない。

(委員会)

第5条 本校に、動物実験等に関する次に掲げる事項について、審議又は調査し、校長に報告又は助言するために委員会を置き、函館工業高等専門学校生命倫理審査委員会をもって充てる。

- 一 動物実験計画が法律等及び本規程に適合していることの審議
- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- 三 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- 四 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに法律等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- 五 自己点検・評価に関すること。
- 六 その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7条 委員は、自らが実験責任者として提出した動物実験計画に係る審査に加わることはできない。

第8条 委員は、職務上動物実験計画に関し知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、法令上別の定めがある場合は、この限りではない。

(動物実験計画の立案等)

第9条 実験責任者は、動物実験計画の立案等を行うときは、所定の動物実験計画書等を作成し、校長に申請等を行うものとする。

2 実験責任者は、動物実験計画の立案に当たっては、次に掲げる事項について考慮しなければならない。

- 一 研究の目的、意義及び必要性
- 二 代替法の利用
- 三 実験動物の使用数の削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件
- 四 苦痛の軽減となる実験方法の選択

- 五 苦痛度の高い動物実験等を行う場合における計画段階からの人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定
- 3 動物実験計画の有効期間は、動物実験等の開始予定月の属する年度の3月31日を最終日とした1年以内とする。ただし、承認された年度の翌年度から2年間は、年度を単位とした有効期間の更新を行うことができる。
- 4 本校では、毒へび等の有毒動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことはできない。
- 5 校長は、実験責任者から動物実験計画書等の提出を受けたときは、委員会に審議を付議し、その結果を当該実験責任者に通知しなければならない。
- 6 実験責任者は、動物実験計画について校長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

（実験操作）

第10条 実験実施者は、適切に維持管理された施設等において、動物実験等を行わなければならない。

2 実験実施者は、動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
- 二 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
- 三 適切な術後管理
- 四 適切な安楽死の選択

3 実験実施者は、物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験を行う場合は、当該関係法令等及び本校における関連する規則等に従わなければならない。

4 実験実施者は、実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めるものとする。

5 実験実施者は、侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うものとする。

6 実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の動物実験結果報告書又は動物実験（終了・中止）報告書を校長に提出しなければならない。

（飼養保管施設）

第11条 実験責任者は、実験動物の飼養保管施設を設置又は変更する場合は、所定の飼養保管施設設置承認申請書を校長に提出し、承認を得なければならない。

2 校長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定する。

3 実験責任者は、校長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

4 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構造であること。
- 二 動物種や飼養保管数に応じた飼育設備を有すること。
- 三 床や内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- 四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- 五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への影響を防止する措置がとられていること。
- 六 実験動物を管理する者がおかれていること。

(実験室)

- 第12条 実験責任者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置又は変更する場合は、所定の実験室設置承認申請書を校長に提出し、承認を得なければならない。
- 2 校長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定する。
- 3 実験責任者は、校長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。
- 4 実験室は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- 一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - 二 排泄物や血液等による汚染に対して清掃、消毒が容易な構造であること。
 - 三 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の廃止)

- 第13条 実験責任者は、飼養保管施設又は実験室を廃止する場合は、所定の施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届を校長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、実験責任者は、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

(実験動物の飼養及び保管)

- 第14条 実験責任者は、実験動物の飼養保管の標準操作手順を定め、実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

- 第15条 実験実施者及び飼養者は、実験動物の健康管理に当たっては、実験動物が動物実験等の目的と無関係に傷害を負い、又は疾病にかかることを予防するため必要な健康管理を行うものとする。
- 2 実験実施者及び飼養者は、実験動物が前項の傷害を負い、又は疾病にかかった場合は、実験責任者と協議の上、他の動物や人への感染等の防止、当該実験動物の苦痛の軽減等のために必要な措置をとるものとする。

(実験動物の導入)

第16条 実験責任者は、実験動物の導入に当たっては、関係法令や指針等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

2 実験責任者は、実験動物の規格、外見上の異常の有無を確認し、動物種及び施設等の状況に応じた方法で検疫・馴化を行うものとする。

(給餌・給水)

第17条 実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第18条 実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養保管する場合は、その組み合わせを考慮するものとする。

(記録の保存及び報告)

第19条 実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備保存するものとする。

2 実験責任者は、年度ごとに管理下にある飼養保管施設で保管した実験動物の種類と数等について、校長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第20条 実験責任者は、実験動物を譲渡するときは、その特性、飼養保管の方法、感染性疾患等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第21条 実験責任者は、実験動物を輸送するときは、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

(危害防止)

第22条 実験責任者は、実験動物が逸走した場合の捕獲方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 実験責任者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関及び校長へ連絡しなければならない。

3 実験責任者は、実験実施者及び飼養者に対して、実験動物由来の感染症への感染及び実験動物による咬傷等の予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 実験責任者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第23条 実験責任者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知するものとする。

2 実験責任者は、緊急事態発生時における、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(教育訓練)

第24条 校長は、委員会に、実験責任者、実験実施者及び飼養者に対する、次に掲げる事項について、教育訓練を行わせるものとする。

- 一 法律等及び本学の定める規程等
- 二 動物実験等の方法に関する基本的事項
- 三 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- 四 安全確保及び安全管理に関する事項
- 五 その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

(自己点検・評価及び検証)

第25条 校長は、委員会に、法律等への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、本校で行われる動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を校長に報告しなければならない。

3 委員会は、実験責任者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 校長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第26条 校長は、本校における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価等の公開方法等をいう。）を毎年1回程度公表するものとする。

(準用)

第27条 第2条第2号に定める実験動物以外の動物を使用する実験等を行う者は、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(適用除外)

第28条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しない。

(雑則)

第29条 この規則に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。